

省エネルギー基準の見直しの進め方について（案）

1. 目的

東日本大震災に伴う電力供給力の低下により、需給ひっ迫のリスクが高まる一方で、我が国の経済の発展のためにはエネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体勢の強化に万全を期すことが重要であるが、一方で民生部門のエネルギー消費の削減及び地球温暖化対策の推進のため、住宅及び建築物における省エネルギー対策のより一層の強化が求められている。特に省エネルギー法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」）に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準については、現行のエネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定）に基づき、住戸又は建築物の全体のエネルギー消費量による基準に見直す必要がある。

2. 検討事項

省エネルギー法に係る次の基準の見直し

- ① 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準
- ② 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針等
- ③ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

3. 検討体制

省エネルギー基準については、経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものとされていることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会 住宅・建築物判断基準小委員会」及び「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会」の合同会議により検討を行う。

4. 省エネルギー基準の見直しの検討スケジュール（予定）

平成 24 年	8 月 21 日	第 1 回合同会議
	8 月 31 日	第 2 回合同会議
	9 月 10 日	第 3 回合同会議

～パブリックコメント～

10 月中旬	第 4 回合同会議
（年内に告示の公布・施行）	